

生活障害保障特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 保険金の支払
- 第4条 保険金を支払わない場合

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第5条 総則
- 第6条 中途付加された特約の責任開始期
- 第7条 被保険者の死亡および特約の消滅
- 第8条 特約の更新
- 第9条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第10条 普通保険約款の規定の適用

生活障害保障特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の告知義務に関する規定にもとづき、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

第2編 この特約の給付に関する規定

(保険金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款の保険金等の支払に関する規定に定める「支払事由」とは、第2項に定める保険金の支払事由をいい、会社は、この支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、保険金を支払います。

2 この特約の保険金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
生活障害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始 ^{【備考1】} 期以後の原因によって生活障害状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始 ^{【備考1】} 期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始 ^{【備考1】} 期以後の傷害または疾病 ^{【備考2】} を原因とする障害状態が新たに加わって生活障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	特約 保険金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人

3 生活障害保険金の受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

4 被保険者が、この特約の責任開始^{【備考1】}期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始^{【備考1】}期以後に生活障害状態（別表3）に該当した場合でも、会社が、この特約の締結の際^{【備考3】}に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始^{【備考1】}期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

第3条 備考

【備考1】 責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】 責任開始期以後の傷害または疾病

責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。

【備考3】 この特約の締結の際

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

(保険金を支払わない場合)

第4条 前条第2項に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の保険金を支払いません。

保険金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が生活障害保険金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為
- エ. 被保険者の薬物依存^{【備考1】}
- オ. 戦争その他の変乱

- 2 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって生活障害保険金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が生活障害保険金の一部の受取人であるときは、生活障害保険金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金^{【備考2】}を契約者に支払います。
- 3 被保険者が戦争その他の変乱によって生活障害保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、生活障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第4条 備考

【備考1】薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【備考2】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数(経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数)によって計算します。

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

(総則)

第5条 第2編(この特約の保険給付に関する規定)の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱いについては、本編に定めるところによります。

(中途付加された特約の責任開始期)

第6条 普通保険約款の会社の責任開始期に関する規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
 - ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
 - イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(被保険者の死亡および特約の消滅)

第7条 この特約の保険期間中に被保険者が死亡した場合には、次の各号の場合を除き、この特約の責任準備金^{【備考1】}を普通保険約款に定める死亡給付受取人に支払います。

- (1) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (2) 死亡給付受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(前号に該当する場合を除きます。)。この場合には、この特約の責任準備金^{【備考1】}を契約者に支払います。ただし、死亡給付受取人が2人以上いる場合で、その一部の受取人の故意によるときは、この特約の責任準備金^{【備考1】}のうち、その受取人に対して支払わない部分については契約者に支払い、残額は他の死亡給付受取人に支払います。
- 2 第3条(保険金の支払)の生活障害保険金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が生活障害保険金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。
 - 3 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、第1項の場合に準用します。

第7条 備考

【備考1】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数(経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数)によって計算します。

(特約の更新)

- 第8条** この特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、この特約(保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限り)は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。
- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
 - (2) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。
 - (3) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、保険期間を被保険者の年齢が80歳に到達する契約応当日の前日まで短縮して更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- 4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。
 - (2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません
- 6 前項の保険料が、その猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- 7 この特約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約について、第3条(保険金の支払)の規定、この特約とあわせて付加されている特約の保険料の払込免除の規定および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものととして取り扱います。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (3) 会社は、契約者に対して新たな保険証券は発行しません。
- 8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の保険金額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに会社に申し出てください。
- 9 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号および第2号の規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱いに準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。
- 10 この特約が付加された保険契約において指定年齢が指定されている場合には、第1項および第2項の規定中、「80歳」とあるのを「指定年齢」と読み替えます。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

- 第9条** 会社は、身体障害者福祉法(昭和24年 法律第283号)等の生活障害保険金の支払事由(第3条)に関わる法令等の改正が行なわれた場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、生活障害保険金の支払事由を変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下「変更日」といいます。)から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに契約者にその旨を通知します。

(普通保険約款の規定の適用)

- 第10条** この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

別表につきましては、273ページをご参照ください。